

公益社団法人青森県診療放射線技師会代議員に関する規程

平成26年3月16日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款細則第31条に基づき、本会から公益社団法人日本診療放射線技師会（以下「日放技」という。）総会に出席する代議員について、必要な事項を定める。

(代議員候補者の資格)

第2条 代議員の候補者は、納入期日を過ぎた未納会費等があってはならない。

(手続き)

第3条 代議員の候補者又は代議員の補欠の候補者になろうとする者は、日放技の定めた手続きにより、届け出をしなければならない。

(代議員数)

第4条 青森県から選出する代議員の定数は、日放技の定める数による。

(候補者)

第5条 理事会は、代議員の定数と同数の候補者を本会役員から選任する。

2 候補者のうち1名は、本会会長とする。ただし、本会会長が日放技の理事又は監事の職にあるとき、前項の候補者になることができない。

(代議員の補欠)

第6条 代議員の補欠の候補者の選任については、代議員の候補者に準じて選任する。

(代議員の辞任)

第7条 代議員である者が日放技の理事又は監事に立候補するときは、代議員を辞任しなければならない。

(告示)

第8条 理事会が選任した代議員の候補者及び代議員の補欠の候補者は、会長が会員に告示する。

(代議員の選任)

第9条 代議員および代議員の補欠の選任は、日放技の手続きに従う。

(旅費)

第10条 代議員が日放技総会出席に要する旅費は、日放技及び本会でその全額を負担する。

(報告の義務)

第11条 日放技総会に出席した代議員は、理事会に報告書を提出しなければならない。

(規程の変更)

第12条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1 この規程は、平成26年3月16日より施行する。